

愛知県立大学非常勤講師の任期及び任期の更新に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱（以下「要綱」という。）は、愛知県公立大学法人非常勤講師就業規則（以下「規則」という。）第6条に規定する非常勤講師の任期及び任期の更新について必要な事項を定める。

(任期及び任期の更新の制限)

第2条 非常勤講師の任期は1年以内で、任期満了の際、1年以内で更新することができる。ただし、更新後の労働条件（担当授業及び開講時間、担当授業数等）はカリキュラム編成等の事情に応じて変更可能であり、必ずしも更新前の契約内容と同一性を維持して更新されるものではない。

2 任期を更新することにより通算の労働契約期間が4年を超える非常勤講師は、任期を更新することができない。なお、労働契約期間の考え方は、労働契約法第18条第2項によるものとする。

(更新制限の例外)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、通算の労働契約期間が4年を超える非常勤講師の任期を更新することができる。ただし、この場合の労働条件は、前条第1項但し書きの取扱いと同様とする。

(1) 開講を維持する必要性がある授業において、公募により非常勤講師を募集した結果、適切な者を選考することができず、公募前の非常勤講師を引き続き雇用する必要がある場合。

(2) 学部や学科、免許・資格に係わる課程の設置において、複数年の雇用が義務付けられる場合。

(3) 要綱が適用された令和6年4月1日時点で、愛知県公立大学法人との通算の労働契約期間が4年を超えていた場合。

2 前項第1号に該当して公募前の非常勤講師を引き続き雇用する場合には、当該非常勤講師は3回まで任期を更新することができる。

(更新の可否)

第4条 愛知県立大学の学部、研究科、教養教育センター及び教職支援室は、毎年度11月末日までに、当該年度に採用している非常勤講師について任期を更新するかどうかを判断し、次の各号に定める書類を教育支援センター長に提出する。

(1) 任期更新一覧表 (様式1)

(2) 更新制限の例外申請書 (様式2)

2 教育支援センター長は、前項の書類を精査の上理事長に提出し、当該非常勤講師の採用を依頼する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

愛知県立大学非常勤講師の任期更新一覧表

教育支援センター長

非常勤講師の任期の更新について以下のとおり報告します。

所属・職名	
氏名	

No	次年度の任期更新	職員番号	氏名	担当科目名	当該年度授業実施学期	当該年度授業開講曜日	当該年度授業開講時限	授業回数	当該年度雇用開始日	当該年度雇用終了日	通算雇用開始日	生年月日	満年齢	無期転換済	備考
1	○	1111111	(記入例)	(記入例)	前期	金	3	16	2023年4月1日	2024年4月1日	2019年4月1日	1973年1月1日	51歳	○	一部パイアアウトでの雇用
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

(様式2)

年 月 日

愛知県立大学非常勤講師の任期更新制限の例外申請書

教育支援センター長

所属・職名

氏名

下記のとおり、非常勤講師の任期の更新を依頼します。

記

非常勤講師氏名	
担当授業名	
通算の労働契約期間	年 月 日から 年 月 日 (通算 年)
任期更新期間	年 月 日から 年 月 日
任期の更新理由 (該当する理由に○ を付す)	公募により非常勤講師を募集した結果、適切な者を選考することができず、公募前の非常勤講師を引き続き雇用する必要があるため
	学部や学科、免許・資格に係わる課程の設置において、複数年の雇用が義務付けられているため
	愛知県立大学非常勤講師の任期及び任期の更新に係る取扱要綱が適用される令和6年4月1日時点で、愛知県公立大学法人との通算の労働契約期間が4年を超えていたため
任期の更新理由の説明 (根拠となる資料等を添付すること)	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。